

上尾市訓令第4号

本 庁
出 先 機 関
上尾市特定事業主行動計画推進委員会
上尾市人事評価制度検討会議
上尾市特定事業主行動計画等検討委員会

上尾市特定事業主行動計画推進委員会設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月19日

上尾市長 畠山 稔

上尾市特定事業主行動計画推進委員会設置規程等の一部を改正する訓令

(上尾市特定事業主行動計画推進委員会設置規程及び上尾市人事評価制度検討会議設置規程の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「子ども未来部保育課長」を「こども未来部保育課長」に改める。

- (1) 上尾市特定事業主行動計画推進委員会設置規程（平成17年上尾市訓令第8号）別表
- (2) 上尾市人事評価制度検討会議設置規程（平成22年上尾市訓令第9号）別表

(上尾市特定事業主行動計画等検討委員会設置規程の一部改正)

第2条 上尾市特定事業主行動計画等検討委員会設置規程（平成27年上尾市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表中「子ども未来部保育課長」を「こども未来部保育課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。